

10月から児童手当制度が変わります

児童手当は、10月分（12月支給分）から、つぎのとおり制度が変わります。

〔所得制限の撤廃〕

- ・所得制限限度額および所得上限限度額を超過していた方も支給対象になります。

〔支給期間の延長〕

- ・支給期間が高校生年代（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）まで延長

〔支給額の拡充〕

- ・第3子以降の支給額が3万円に拡充（第3子のカウント方法や監護相当など要件あり）

〔支払い回数の増加〕

- ・支払月を年3回から年6回（4・6・8・10・12・2月）に増加

制度の変更に伴い、申請書の提出が必要な方には9月に通知を送付しています。未提出の方は、お早めにご提出ください。

11月分から児童扶養手当の制度が一部変更されます

児童扶養手当法等の一部が改正され、所得限度額と第3子以降の加算額が引き上げられます。

＜所得限度額の引き上げ＞

児童扶養手当の支給には、前年の所得に応じて「全部支給」と「一部支給」があります。この度、支給の判定基準となる所得限度額を表のとおり引き上げます。

扶養親族 の数	全部支給		一部支給	
	10月分まで（改正前）	11月分以降（改正後）	10月分まで（改正前）	11月分以降（改正後）
0人	49万	69万	192万	208万
1人	87万	107万	230万	246万
2人	125万	145万	268万	284万
3人	163万	183万	306万	322万

＜第3子以降の加算額の引き上げ＞

第3子以降の加算額が引き上げられ、第2子の加算額と同額になります。

児童扶養手当		令和6年10月分まで（改定前）	令和6年11月分以降（改定後）
本体額	全部	45,500円	45,500円
	一部	45,490円～10,740円	45,490円～10,740円
第2子加算額	全部	10,750円	10,750円
	一部	10,740円～5,380円	10,740円～5,380円
第3子以降加算額	全部	6,450円	10,750円
	一部	6,440円～3,230円	10,740円～5,380円

※このページの内容の申し込み、問い合わせは、福祉保健課（きこりん） ☎85-2611